富 運 輸 第 ３ ４ ２ 号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ 日

一般乗用旅客自動車運送事業者　各位

富山運輸支局長
（公 印 省 略）

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長より別添のとおり通知があったため、了知願います。

北信交旅第５６８号の２
北信交監第９８号の２
北信技保第３０号の２
令和８年１０月１日

管内各運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の
一部改正について

標記について、物流・自動車局長より別添（令和８年１０月１日付け国自安第１４０号、国自旅第９０号、国自整第１７３号）のとおり通達があったことから公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

公　　示

公示第５７号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月３０日付け公示第５４号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、令和８年１０月１日から施行する。

令和８年１０月１日

北陸信越運輸局長　田　中　賢　二

別　添

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
公　示	公　示
公示第54号	公示第54号
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。 なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。	一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。 なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。
平成21年9月30日	平成21年9月30日
北陸信越運輸局長　後　藤　靖　子	北陸信越運輸局長　後　藤　靖　子
（略） 2．法令違反に係る点数制度 （1）（略） （2）4．（1）④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、（1）のほか、4．（1）④各号に掲げる違反ごとに60点の違反点数を付すものとする。ただし、4．（1）④ロに該当したことに伴って4．（1）④ニに該当する場合の違反点数は、合わせ	（略） 2．法令違反に係る点数制度 （1）（略） （2）4．（1）④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、（1）のほか、4．（1）④各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4．（1）④ロに該当したことに伴って4．（1）④ニに該当する場合の違反点数は、合わせ

て60点とする。 （略） 4．事業の停止処分 （1）・（2）（略） （3）（1）④の場合の事業の停止期間は、（1）④各号に掲げる違反ごとに60日間とする。ただし、（1）④ロに該当したことに伴って（1）④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて60日間とする。 （4）～（10）（略） （略） 附　則（令和8年10月1日付け公示第57号で一部改正） 1．この公示は、令和8年10月1日から施行する。 2．令和8年9月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。	て30点とする。 （略） 4．事業の停止処分 （1）・（2）（略） （3）（1）④の場合の事業の停止期間は、（1）④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、（1）④ロに該当したことに伴って4．（1）④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。 （4）～（10）（略） （略）

別表第1

〇一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準　　新旧対照表

新				旧			
違反行為		基準日車等		違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反	適用条項	事項	初違反	再違反
運輸規則第7条の3第1項	運送引受書の交付義務違反						
	1　未交付	60日車	120日車		（新設）		
	2　記載事項等の不備	警告	10日車		（新設）		
運輸規則第7条の3第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車		（新設）		
運輸規則第28条の3第1項	運行指示書の作成等義務違反						
	1　運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反	30日車	60日車		（新設）		
	2　記載事項等の不備	警告	10日車		（新設）		
運輸規則第28条の3第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車		（新設）		